

イベント企画実施者 募集要項

令和8年8月

宮古市市民交流センター

1. 目的

まちなかの賑わいづくりのためのイベントを市民が主体となって実施し、市民活動の活性化、市民交流、学びの場としての市民交流センターの利用促進を図る。

2. 募集内容・応募条件

イベント名・実施日時	会場	内容
第3回 市民交流フェス 令和8年 12 月5日(土) 午前 10 時～午後3時 30 分	宮古市 市民交流センター	イベントの企画から当日の イベント実施まで

上記により行うイベントで、以下の(1)～(8)の条件を満たす企画であること

(1) 下記のいずれかに該当する企画者が行う企画であること

①主に宮古市内で音楽活動、創作活動、文化・芸術関係の活動、その他の市民活動をしている個人またはグループ

②宮古市に関心があり、地域を盛り上げたい個人または団体

(2) 企画者が主体的に運営できる企画であること

(3) 応募できる企画は1人(1グループ)1件とする

(4) イベント実施にかかる費用は企画者が負担すること(謝礼金はありません)

(5) 参加費の徴収は行わないこと(材料代などの実費の徴収は可)

(6) 物品の販売、宗教活動、政治活動、営利活動、宣伝活動ではないこと

(7) 火気の使用、酒類の持ち込みをしないこと

(8) 公序良俗に反していないこと

3. 募集企画数

4件程度※応募多数の場合は、初回応募者を優先します。

4. 応募方法

応募用紙とイベントの企画内容がわかる写真または画像データ等を市民交流センター窓口(2階事務室)に持参するか、メールに添付してお送りください。

(1) 応募期間

令和8年8月1日(土)～令和8年8月 31 日(月)

※応募多数の場合は途中で締め切る場合があります。

※応募期間中の8月 29 日(土)、8月 30 日(日)の両日は市民交流センターの休館日のため、窓口での応募はできません。

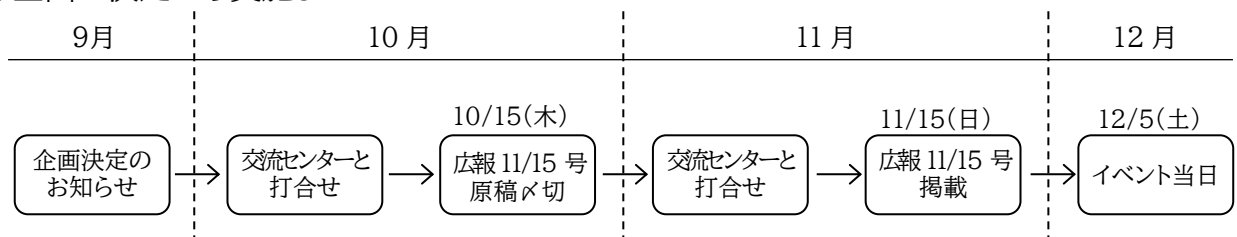
(2)提出先

- ①市民交流センター窓口(2階事務室)※受付時間は午前9時から午後 9 時まで
- ②メールアドレス: eastpia@eastpia-miyako.jp

5. 企画の決定

書類審査で決定し、結果は9月中にすべての応募者にお知らせします。結果への問い合わせには応じかねます。

6. 企画の決定から実施までのスケジュール



7. 市民交流センターの役割

概ね以下の通りとし、その他必要に応じ協力を行います。金銭的な支援はありません。

- (1) 附属設備を含む貸室等(会場)の貸出と市営駐車場料金の無料処理
- (2) PR についての協力(チラシの印刷、広報みやこ掲載、ホームページ掲載、SNS での情報発信)
- (3) 企画内容への助言
- (4) 備品の貸出

8. 注意事項

- (1) 災害等の状況により、実施内容の変更または中止をする場合があります。変更または中止に伴う経費の補償はありません。
- (2) 企画応募に必要な費用については、応募者の負担となります。
- (3) 応募いただいた書類、データは返却しません。
- (4) 企画書に記載の個人情報については、イベント事業にのみ使用します。